

新年名刺交換会の

お知らせ

日時 1月4日午前11時
場所 市役所
会費 300円
申込 12月25日まで
市役所秘書課へ



才122号

43年12月5日発行

発行 高萩市役所
編集 秘書課
印刷 藤枝印刷所

みんなで明るいお正月を

火の用心 防犯 歳末たすけあい

十二月は師走(しわす)ともいいますが、この月は目のまわりの忙しい月であります。このような季節で耳にタコのできるようなことばですが、火災予防、防犯、交通安全については四六時中頭のなかに入れておいていただきたいことのひとつです。

いまひとつ、このような忙しなかにあつても、世間にはまだまだあわせなめぐまれな人もおおいにいてることを考えて「助け合い」の精神もお忘れなく、この運動にも積極的な協力をぜひお願いしたいものです。

火元の安全確認を

本格的な冬を迎えまして、しかも十二月という忙しい月となり、なんとなく気ぜわしい日が続いていると思います。

このようなとき、まず心配しなくてはならない条件として「火事」のことがあります。

市内では一月から十月までに十七件の火災が発生し、うち建物火災八件、林家火災五件、その他の火災四件の火災が発生しております。また県内では毎月平均九十件の多くをかぞえています。これらはいずれも原因をみますと、日常生活のなかでのちよつとした不注意や不始末から発生しているものばかりです。

たばこの吸いがらのあと始末をしよう
現在でも出火原因のトップを占めています。

たばこがマツチの燃えがらは必ずしつかりと、処理をして捨てましょう。

石油やプロパンガスの燃焼器具の取扱い
は正しく

最近この家でも使用している石油やプロパンの燃焼器具は、こどもでも簡単に取扱えるものとして急

近所同志で防犯体制を

——スリ・あき巢などに用心——

▼あきすねらい
戸じまりがしつかりして、いらないとねられやすいようです。

留守にするとき、近所へのむと、戸じまりを厳重にするなどし、隣り近所で協力した防犯体制を備え

▼ひつたり
年末は大金を持ち歩く機会が多いので、とくに注意しましょう。

▼すりに用心
人ごみにあるとき一番注意しましょう。むぞうざに

入れているサイフはスリにとつて子どもからとるより簡単です。

あとで泣くことのないよう、しつかり持ち歩きましょう。

激に利用度も高まっています。安易になりすぎないよう細心の注意を払ってください。

子どもの火遊びの禁止

子どもへの注意をきびしく、日頃のしつけが大切です。マツチ、ライターなどは保管場所をしつかりしておきましょう。

火の元の確認と
消火設備をしつかりと
外出のとき、就寝のとき
必ず火の元の安全を確認しましょう。

また消火設備(消火用具)を整備して初期消火にも役立つよう用意しましょう。

ていただくことが大切です。また、たくさんのお金をす置かないよう注意してください。

▼寸借さぎ、押しうり
さきも手のこんだ方法があります。わずかなお金だと思つても十分警戒しましょう。

歳末たすけあい運動に

ご協力ください

十二月は例年のように社会福祉協議会が中心となつて、市内全域にわたつてこの「たすけあい運動」をすすめています。

みんなで明るいお正月をの願いは、非常に大きな力となつて毎年立派な成績をおさめています。

十二月十五日ごろまでにご協力をおねがいします。寄附金の配分については次号でご報告させていただきます。

交通事故にあつたら 知っておきたい心得

交通事故にあつたら、加害者は被害者に過失の程度に応じて損害を賠償しなければなりません。

自動車損害賠償責任保険とは……

そこで自動車による人身事故対策として、損害賠償の一部にあてるため、ふだんから掛金をしておく保険のことで法律によつて、車を持つている人は必ず加入しなければならぬことになっています。

この保険の請求は、加害者被害者のどちらからでもできます。損害賠償額が保険の給付で不足するときは、不足分を直接加害者に請求することになります。

賠償金はどうして決めるか……

からすの鳴かない日があつても自動車事故のない日はないといわれるほど、自動車による事故がふえています。被害者にとつては、一家の平和が乱され、加害者にとつてもちよつとした不注意から体罪や罪金、そして賠償という大きな問題を背負うことになり両者にとつてこれほど悲惨なことはありません。自分だけは絶対に事故にあわないぞとはいきれません。万一、不幸にして被害者になつた場合どうしたらよいか、常識として心得ておかねばならないことがたくさんあります。

損害はたれが賠償するか……

損害額は、治療費や、休業補償、慰謝料などの合計額ですが、通常加害者と被害者の間で示談できめ、加害者が賠償することになります。が、その決め方はむずかしい問題が多く、加害者は警察問題もあつて示談を急ぎますが、後遺症などのはつきりするまで経過を見して示談することに心掛けましょう。示談は一度結んでしましますと取り消しはできませんから慎重に行かないものです。示談ができないときは、調停で、調停

でも意見が対立して理解できないときは、訴訟で争うことになります。

けがの治療は……

示談までの間は、加害者が診療費の全額を支払うのが当然ですが、事情があつて被害者が困るようなときは、国民健康保険を使つて診療が受けられます。こういうときは、「才三者の行為による傷病届」を国民健康保険の担当者に提出していただくことになつていきます。この場合は、国民健康保険が医療費を一時立て替えるわけですから、後日加害者（示談で成立して、医療費が支払われている場合）から返していただくことになります。

交通事故にあつたときの処置……

(1) どんな小さなけがでも必ず警察に立ち合つてもらうことが必要です。警察の事故証明がもらえないとあとで大きな不利を及ぼします。

(2) 引き逃げされたらとつさに走り去る自動車のナンバーを覚えておくようにしましょう。それができなければ、車の種類、ナンバーの色、下二ケタの番号などを記憶する。

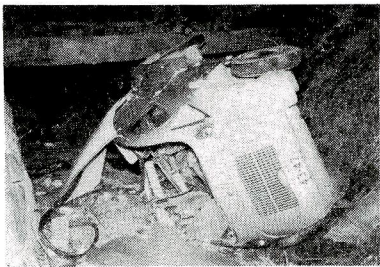
(3) 事故の目撃者をさがし

出し証言してもらうことが必要ですから目撃者の住所氏名も必ずひかえておきましょう。

(4) 相手方の免許証、車体検査証を必ず見せてもらい強制加入保険会社名、保険番号などもひかえておくようにしましょう。

示談前に国民健康保険の係へ連絡を……

けがの治療のため、国民健康保険を診療するか場合は必ず国民健康保険の係に連絡をして届け出をすませてからつかつたください。また示談は一度行なうと重大な錯誤がない限り取り消しができません。相手に対する安易な同情や、示談屋などの介在、相手方のおどしなどにより慎重に行なうためにも、事故にあつたらすぐ国民健康保険の係に連絡してください。



年末調整が正しく行われるために

(1) 一般のサラリーマンは年の中途で扶養親族などに異動があつた場合には、そのつど、「扶養控除等（異動）申告書」によつて申告することになつていますが、この異動の申告を忘れている人は、遅くとも今年最後の月給日の前日までに勤務先に提出して下さい。

(2) また、生命保険料、損害保険料、社会保険料の控除をうけようとする人は、これらの控除申告書を(1)の申告書と同様最後の給与を受ける前日までに提出してください。年中途で退職し再就職してない方や主たる給与の収入金額が五〇〇万円を超える人等は、年末調整をいたしませんので来年二月十六日から三月十五日まで間に確定申告をして精算することになります。

日立税務署だより

不動産を売つたときの税金

不動産の譲渡 一般的には土地や家を売つて利益があれば所得税がかかる、この利益のことを譲渡益というが、それは譲

渡代金から、売つた資産の取得費や仲介手数料などの譲渡経費を差し引いて計算する。

この譲渡益から特別控除額三〇万円を差し引き、さらに二分の一したものが課税の対象になる金額である。

ただし、売つた資産の所有期間が三年以内のときは上記の計算の二分の一はできない、こうして計算した金額と、その年の外の所得を合算して納める税金を算出する、このほかに居住用財用を買換えた場合など、特別に譲渡所得が軽減される場合がありますので税務署の係でよく相談して下さい。

住宅貯蓄控除

住宅やその敷地を買い入れるため、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に、地方住宅供給公社や住宅金融庫、日本住宅公団、金融機関と一定の要件にあてはまる契約を結び、それに基づいて預金や債券の買い入れなどとするときは一年間に預入などした金額の4%に相当する金額（最高一万円）が所得税額から差し引かれる。

国民年金に未加入の方は

今すぐ加入を

会社の厚生年金や国、県市町村共済組合等に加入している方又は恩給年金の受給権のある方、その配偶者以外で何等の年金にもはいっておられない方はすべて国民年金に加入しなければなりません。(強制加入)

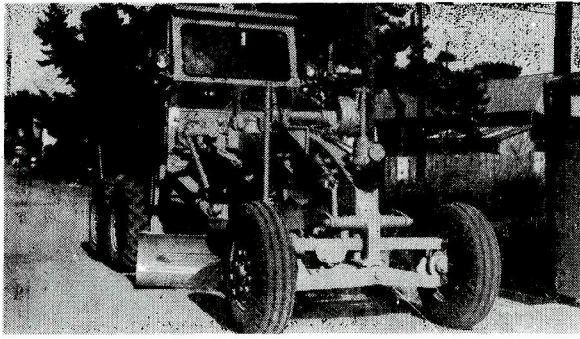
またその配偶者で、希望で国民年金に加入される方(任意加入) いまだ国民年金にはいつておられない方は至急加入することをすすめます。

国民年金は今の法律では

二十五年度の保険料を完納された方が老後年金を受ける資格があるわけで保険料をかける年金は六十才まででありますのでもうすでに年金がきて二十五年間かけられなくなる方があると思えます。

このような方をなくするために今般市年金担当より往復はがきで一応住民台帳より選びまして個人別に通知を差しあげました。

この中には他の年金に加入されている方又はその配



このほど市役所建設課ではモータグレーダを400万円で購入、道路や悪路の補修に大きな威力を発揮しております。

この機械の用途はたいへん広く、路面切削作業、斜面切削、溝堀作業、現場混合作業等に使われます。

偶者の方があるかと思いますがその方はお手数でもその旨を返信用はがきで御返信下さい。年金担当ではそれをあなたの住民台帳に記録いたします。

なお軍人恩給をうけておる方も国民年金に加入できますので任意加入者と同様希望の方は加入の手続きを

年末の郵便利用

◆◆◆ 小包み賀状は早く

年の瀬も近ずいてまいりますと、郵便局では、四方から集まる年賀状や小包みを早く正確にお届けすることに努力しています。これには市民の皆さんのご協力が必要です。

つぎのことに注意して年末の郵便業務がスムーズに運行するようによくお願いいたします。

◆……小包やカレンダーなどは十二月十五日までに差し出してください。

◆……年賀状は十二月二十二日までに差し出してください。

◆……年賀状を差し出すときはたばねたうえ「年賀」と書いた付せんをつけて、方面別にヒモでしばってください。

◆……方面別とは市内あて、県内あて、東京都区内あてその他の各府県あての四方面に分け常会を通じてお送りしました紙片をそえて別々にひもで結んでくだ

して下さい。

そうして全国民がいづれの年の年金の恩恵をうけ、たのしい老後がおくれるよう今から心掛けていただきたいとおもいます。

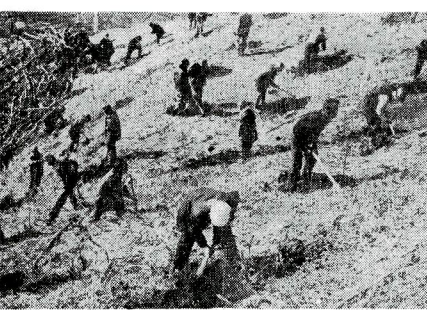
くわしいことについては市役所市民課へお問合せ下さい。

花開くまでがんばろう

老人クラブが記念植樹

市老人クラブ連合会では明治百年を記念し、下君田内に梅林を計画し、市の援助と地元下君田クラブの協力により、去る十一月二十三日梅苗三五〇本を五十アールに植付して各クラブ代表多数出席し記念植樹祭を行いました。

四十四年度も残り五十アールに植樹し、一大梅園とする計画です。地元クラブも桜、つつじ等を植え公園として大北溪谷につづく名所にしたといはりきつています。代表たちは若いころを思い出



ときは

十二月十八日 午前十時より 午後三時まで

ところは

高萩市役所会議室 相談員は 高萩市人権擁護委員法務局日立支局係員

12月18日は人権問題の相談日

くするよう努力いたします

相談は一切無料で秘密は絶対を守りますのでお気軽にご相談下さるようお願い致します。

「お互いに人権を尊重し

明るい社会を築こう」

高萩市では人権擁護委員

12月18日

暴行、脅迫、等々われわれの基本的

に尊重さるべき人権を犯され、または圧迫されてなやんでおられる方はあります

高萩市では人権擁護委員

高萩市では人権擁護委員



写真でみる文化祭

市立第一幼稚園児を募集



市立才
一幼稚園
では園児
募集を次
の要領で
行います
一、募集
人員

18日まで
一、応募手

保護者は所定の入園願
に住民票謄本をそえて
本園へ提出する

一、 入願許可の条件

○幼児の身体が強健であ
ること○伝染病疾患を有

一、応募資格
 一、二〇名
 当市内に居住し、昭和
 三十八年4月2日から昭和
 三十九年4月1日までに生
 れた者
 募集期間
 昭和四十四年2月12日から
 二、応募資格
 一、二〇名
 当市内に居住し、昭和
 三十八年4月2日から昭和
 三十九年4月1日までに生
 れた者
 募集期間
 昭和四十四年2月12日から

三種混合の予防接種日程

場	所	日時(3回目)	時 間
大 能 公 民 館		12月10日	2.00~2.10
中戸川	〃	〃	2.20~2.30
秋 山 小		〃	3.00~3.30
関 口 公 民 館		〃	1.30~1.50
南 組	〃	〃	2.00~2.10
下手綱	〃	〃	2.20~3.00
横 川 小		12月11日	1.30~1.40
下 君 田	〃	〃	2.00~2.10
上 君 田	〃	〃	2.30~2.40
研 修 会 館		〃	1.30~2.30
高 浜 集 会 場		12月12日	1.30~2.20
東	小	〃	2.30~3.30

※一月九日(木)は今まで都合が悪くて受けられなかった人たちのために研修会館で午後二時から二時三十分まで

毎月第三水曜日
社会保険の相談
日です

働く者の年金である、厚生年金については、未だよく理解していない向きがあるため、もろえろ老令年金やその他の年金がねむつていふことがありますので、そうした方々及び社会保険全般の相談に応ずるため、日立社会保険事務所が出張相談所を、去る十月から毎月オ三水曜日に、高萩市商工会事務所（春日町二の十四）に開設しています。お気軽にお出かけ下さい。

工業統計調査に
ご協力下さい

ことしも十二月三十一日現在、市内の製造業を対象に工業調査を実施します。一月初旬には調査員が調査票の記入をお願いいたしますので、ご手数ながらこの調査の趣旨を充分ご理解下さいまして、ご協力をお願いいたします。

なお社会保険に関する用紙が必要の方は事務所に常時備え付けてありますからご利用下さい。

時間は午前十時～午後二時まで相談に応じます。